

● 貸付金申請書類チェックシート ●

STEP1 再就職決定前に提出するもの

- 利用計画書(第2号様式)

STEP2 再就職決定後、申請を行う際に提出するもの

- 貸付申請書(第1号様式)
- 個人情報の取扱いについて(同意書)(第3号様式)
- 実務経験証明書(第4号様式)
- 就労証明書(第5号様式)
- 介護福祉士登録証の写し
又は実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、
ホームヘルパー 1級課程、2級課程のいずれかの修了証の写し
- 住民票(申請者本人のみ)
- 連帯保証人の所得・課税証明書(原本)又は確定申告書の写し
※ 自営業の方は確定申告書の写し
- 「求職登録者保存カード」又は「介護職届出カード」の写し
(福祉人材・研修センターに届出を行ったもの)

STEP3 毎年4月に必ず提出するもの

- 現況報告書(第20号様式)



書類様式のデータは？

申請期間はいつまで？



※様式は、熊本県福祉人材・研修センターのページからダウンロードできます。また、窓口でも配布しています。

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

所在地 〒860-0842 熊本市中央区南千畑町3番7号(熊本県総合福祉センター 4階)

開所日・時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

問い合わせ TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464

✉ jinzai@kumashakyo.jp

公式ホームページ



LINE公式アカウント



@jys9642k

Instagram公式アカウント



@kumamotoshakyo

熊本県内で **介護職への再就職**

をお考えのみなさまへ

再就職準備金をお貸しします

返還免除
制度あり

● 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 ●

介護の資格を持ち、
過去に介護の職場で就労していた経験を持つ方に対し、
再度介護職として就労するための準備金を貸し付ける事業です。



最大貸付額

40万円

無利子

1人1回まで

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

対象となる要件を満たし 審査で認められた方に
就労準備のための費用を無利子でお貸しします

貸付の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります

貸付額

最大 **40万円** (1人1回まで)

以下のような費用が対象です。



家庭環境の 整備費用

子どもの預け先を
探す際の活動費・
転居費(敷金・礼金)
など



学び直しや 資格取得の費用

講習会参加費・
国家試験受験手数料・
参考図書購入費
など



働く道具の 準備費用

仕事用の被服費
通勤手段の購入費
(自転車やバイク)
など

その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められた経費が対象となります。
詳しくはお問い合わせください。

- 以下のいずれかの介護資格を保有または研修を修了している。
介護福祉士/実務者研修/初任者研修/介護職員基礎研修/ホームヘルパー養成研修1級・2級課程
- 過去に介護保険事業所において介護職員としての実務経験が1年以上(雇用期間365日以上かつ従事日数180日以上)ある。
- 前職(介護保険事業所の介護職)を離職した日から再就職までに3か月以上経過している。
- 原則として熊本県に住民登録をしている。
- 熊本県内で介護保険事業所の介護職員として再就職することを希望している。

連帯保証人について

申請には連帯保証人が1名必要です。下記の(1)~(3)の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

- 申請時に70歳未満であり、独立して生計を営んでいる方
- 安定した収入がある方(住民税が加算されている)
- 返還が生じた場合、申請者と連帯して債務を負担できる方

※次の項目に該当する方は連帯保証人にはなれません。

- 県社協から修学資金等の貸付を受けている方
- 申請者同士が互いに連帯保証人になっている方
- 債務整理中である方(自己破産や個人再生等)

申請から交付までの流れ

STEP 1 求職登録・就職活動



必須

再就職が内定する前に、熊本県福祉人材・研修センターで「介護福祉士等届出制度」による届出または「求職登録」を行ってください。

所定の様式で「利用計画書」(裏面参照)を提出してください。

再就職先を探します。当センターで「求職登録」をしている方は、担当制の相談員による紹介・あっせんも可能です。

STEP 2 就職先内定・貸付金申請



再就職先が内定した方は、熊本県福祉人材・研修センターへご連絡ください。

必要書類を準備し、当センターで「貸付金の交付申請」を行ってください。

※必要書類については裏面をご確認ください。
※正社員・パート社員に関わらず申請できます。
※介護支援専門員や相談員は対象外となります。

対象施設
の一例

・特別養護老人ホーム
・訪問介護事業所
・介護老人保健施設
・通所介護事業所

STEP 3 審査・交付



熊本県福祉人材・研修センターで申請書類の審査を行い、貸付の可否を決定します。

審査で認められた方に、貸付金を一括交付します。
※審査で認められた場合、貸付決定後、約20日で一括交付されます。

就労後、毎年4月に所定の様式で「現況報告書」(裏面参照)を提出してください。

貸付金の返還について

返還免除

以下の全ての要件を満たした場合、貸付金の返還が免除されます。

- 借入れの際に就労した事業所で2年間継続して勤務
- 雇用期間が730日以上かつ業務従事日数が360日以上
- 毎年4月に現況報告書の提出

返 還

2年未満または所定の雇用・従事期間を満たさずに退職・転職した場合は、貸付金を返還しなければなりません。

返還方法 一括または月賦(20月を上限とする。)

月賦返還のモデルケース 40万円貸付の場合:最長20回払い

月々 20,000円 × 20回払い ▶ 20ヵ月で完済

※返還になった場合で、返還すべき日までに返還しなかったときは、残元金に対して延滞利息が発生します。